

サービス利用料

| | | | | |
|---|---|------------------------------------|--------|------|
| 身 体 介 護 | (1) 所要時間が20分未満の場合 | 165単位 | | |
| | (2) 所要時間20以上30分未満の場合 | 245単位 | | |
| | (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | 388単位 | | |
| ※(2)～(3)に引き続き30分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、30分を増すごとに67単位を加算 | | | | |
| 生 活 援 助 | (1) 所要時間が20分以上45分未満の場合 | 183単位 | | |
| | (2) 所要時間が45分以上60分未満の場合 | 225単位 | | |
| 通 院 等 乗 降 介 助 | (1) 「自宅及び目的地における身体介護」と「自動車への乗車・降車前後に係る身体介護」の両方の介助行為を含む場合 1回 97単位 *要支援を除く 会員登録制 登録費1000円 | | | |
| | (2) 利用会員宅から目的地、目的地から利用者宅までの走行距離により算出をします。(通院時、リハビリ等) | | | |
| | 乗車距離 | 運賃 | 迎車料金 | 合計 |
| | 2キロ | 100円 | 400円 | 500円 |
| | 3キロ | 150円 | 400円 | 550円 |
| | 5キロ | 250円 | 400円 | 650円 |
| | 10キロ | 500円 | 400円 | 900円 |
| 幸園を起点として半径10Kmまでの範囲とし、相模原市内 座間市、大和市、町田市(各市の一部地域) | | | | |
| 加 算 | 地 域 加 算 | 1084/1000 (10.84) | | |
| | 人 員 加 算 | 2人の訪問介護員が指定訪問介護を行った場合は所定単位の200/100 | | |
| | 早朝・夜間加算 | 早朝(午前7時～8時) 夜間(午後6時～8時) | 25/100 | |
| | 初回加算 | 200単位 | | |
| | 緊急時訪問介護加算 | 100単位 | | |
| | 介護職員処遇改善加算 | (I)8.6% (0.086) | | |
| | 生活機能向上連携加算 | 100単位 | | |

利用者負担金

- (1) 利用者負担金は原則として費用全体の1割又は2割です。
- (2) 介護保険超過分は全額負担となります。
- (3) 利用者負担金は、サービスを提供した翌月の27日に、ご指定の金融機関の口座から引き落としとなりますので、よろしくお願ひします。

その他の料金

料金：30分 1000円

介護保険対象外のサービス (ケアプランに位置づけ必要)

- ・院内等における待ち時間
- ・地域行事の参加時の同行
- ・買物同行(生活圏外)
- ・気分転換の為の散歩
- ・理美容への同行
- ・入退院時の介助

(各種交通費自己負担)

救急車の同乗はいたしません、ただし緊急やむを得ない場合は同乗いたします。
帰りの交通費はご負担していただきます。

サービス利用料（介護予防訪問介護費）

| | |
|------------------|--|
| 介護予防 訪問介護費（Ⅰ） | 要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1ヶ月につき 1,168単位) |
| 介護予防 訪問介護費（Ⅱ） | 要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1ヶ月につき 2,335単位) |
| 介護予防 訪問介護費（Ⅲ） | 要支援2 週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1ヶ月につき 3,704単位) |
| 地域加算 | 1084/1000 (10.84) |
| 初回加算 | 200単位 |
| 介護職員処遇改善加算 | 8,6% (0.086) |
| 生活機能向上連携加算 | 100単位 |

利用者負担金

- (1) 利用者負担金は原則として費用全体の1割又は2割です。
- (2) 利用者負担金は、サービスを提供した翌月の27日に、ご指定の金融機関の口座から引き落としとなりますので、よろしくお願ひします。

その他の料金 **料金：30分 1,000円**

介護保険対象外のサービス（ケアプランに位置づけ必要）

- ・通院介助
- ・入退院時の介助

（交通費自己負担）

救急車の同乗はいたしません、ただし緊急やむを得ない場合は同乗いたします。

帰りの交通費はご負担していただきます。